

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規 則
消費生活協同組合資金の貸付に関する規則を廃止する規則 五
- 福 島 県 災 害 救 助 法 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 五
- 告 示
大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 五
- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件二件 五
- 過疎地域自立促進特別措置法により村道の工事の全部を完了した件 五
- 公 告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件 五
- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があつた件 五
- 一般競争入札を行う件 五

規 則

消費生活協同組合資金の貸付に関する規則を廃止する規則及び福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第五号

消費生活協同組合資金の貸付に関する規則を廃止する規則

消費生活協同組合資金の貸付に関する規則（昭和二十九年福島県規則第百十八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（消費生活課）

福島県規則第六号

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福島県災害救助法施行細則（昭和三十五年福島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

- 第五条中「第九条」を「第三条」に改める。
- 第十三条中「第二十四條第五項」を「第七條第五項」に改める。
- 第十五条中「第二十七條第四項」を「第十條第三項の規定により準用する法第六條第四項」に改める。
- 第十六条第三項中「第二十五條」を「第八條」に改める。
- 別表第一中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同表の一中「収容施設」を「避難所及び応急仮設住宅」に改め、同表の二中「炊出し」を「炊き出し」に改め、同表の三中「日用品等」を「生活必需品」に改め、同表の五中「災害にかかった者」を「被災者」に改め、同表の六中「災害にかかった」を「被災した」に改める。
- 別表第二の一中「第十條第一号」を「第四條第一号」に改め、同表の二中「第十條第五号」を「第四條第五号」に改める。
- 第二号様式の一から第二号様式の四まで、第三号様式、第四号様式及び第六号様式中「㊦」を「㊧」に改める。
- 第八号様式(表)中「㊦」を「㊧」に改め、同様式(裏)中「㊦」を「㊧」に改める。
- 第九号様式中「㊦」を「㊧」に改める。
- 第十二号様式一頁中「㊦」を「㊧」に改め、同様式三頁を次のように改める。

3頁

災害救助法（抜粋）
（指定行政機関の長等の立入検査等）

第6条 略

2 略

3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（都道府県知事の立入検査等）

第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するために必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。

第十三号様式中「第29条」を「第12条」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

（避難者支援課）

告 示

福島県告示第六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十六年二月十二日から同年六月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年二月十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ダイユエイト保原店 福島県伊達市保原町上保原字正地内二十二番地一
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社ダイユエイト
代表者の氏名 代表取締役 浅倉 俊一
住所 福島県福島市太平寺字堰ノ上五十八番地
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ダイユエイト
代表者の氏名 代表取締役 浅倉 俊一
住所 福島県福島市太平寺字堰ノ上五十八番地
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十六年九月三十日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
五千三百五平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
位置 別紙図面のとおり
収容台数 二百八十六台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
位置 別紙図面のとおり
収容台数 二十台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
位置 別紙図面のとおり
面積 九十六平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 別紙図面のとおり
容量 十八立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前七時
閉店時刻 午後九時三十分
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時三十分から午後十時
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
数 五か所
位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

七 午前六時から午後十時まで
届出年月日
平成二十六年一月二十九日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第六十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年二月十二日から同年六月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル方八町店 福島県郡山市方八町一丁目三百五十四番地一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称

(変更前)(仮称)ヨークベニマル方八町店

(変更後)ヨークベニマル方八町店

2 大規模小売店舗の所在地

(変更前)福島県郡山市方八町二丁目三百五十四番一ほか

(変更後)福島県郡山市方八町二丁目三百五十四番地一ほか

三 変更した年月日

平成二十六年一月二十一日

四 届出年月日

平成二十六年一月三十一日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第六十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年二月十二日から同年六月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ本宮店 福島県本宮市本宮字万世二百二十四番地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称

(変更前)(仮称)ザ・ビッグ福島本宮店

(変更後)ザ・ビッグ本宮店

2 大規模小売店舗の所在地

(変更前)福島県本宮市字万世二百二十四番地ほか

(変更後)福島県本宮市本宮字万世二百二十四番地ほか

三 変更した年月日

平成二十六年二月三日

四 届出年月日

平成二十六年二月三日

五 届出をした者

三菱UFJリース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第六十四号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定により県が施行していた村道の改築に関する工事の全部を次のとおり完了した。
平成二十六年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	工事の区間	工事の種類	工事の完了の日
佐須大倉線	相馬郡飯舘村大字佐須字前乗九一 番一地从先から	道路改良	平成二十六年一月 二三日
同 郡同	村大字佐須字虎捕国有 林二二三三林班へ小班地先まで		

(道路計画課)

公 告

公告第三十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十六年二月十二日

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年一月三十一日
- 二 名称
特定非営利活動法人まちづくりみしま
- 三 代表者の氏名
佐久間 宗一
- 四 主たる事務所の所在地
福島県大沼郡三島町大字宮下字居平五十三番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、過疎化、高齢化が進む奥会津地域にあって、まちづくりに関する事業を通して、地域の活性化に寄与することを目的とする。

福島県知事 佐藤 雄 平

(文化振興課)

公告第三十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成二十六年二月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社中合会津支店 福島県会津若松市大町一丁目十の三十五
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
六千九百六十四平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成二十二年三月一日
- 五 届出年月日
平成二十六年一月二十九日
- 六 届出をした者
株式会社中合

(商業まちづくり課)

公告第40号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年2月12日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の件名及び数量 コピー用紙A4(2,500枚入) 予定数量29,600箱
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
 - (4) 納入場所 福島県知事が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
 - (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年3月12日(水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格

の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県出納局入札用度課
 電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に揚げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成26年2月28日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成26年3月25日(火)午前11時30分 福島県出納局入札用度課(郵送により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月24日(月)午後5時までに必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に開し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成26年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。

9 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札書には1箱当たりの単価を記載すること。
 なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、物品購入に係る代金の支払は、契約金額に納入数量を乗じて得た金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)により行うこととするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be required: A4Size Copy Paper (2,500Sheets) 29,600Cases
- (2) Time-limit of tender (by hand) : 11:30 a.m., 25 March 2014
- (3) Time-limit of tender (by mail) : 5:00 p.m., 24 March 2014
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)